

県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会
設置要綱

(趣旨)

第1 県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会（以下「協議会」という。）が協議しているごみ処理施設整備候補地（以下「候補地」という。）の選定を行うため、県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、候補地に係る次に掲げる事項について検討し、協議会会長へ報告するものとする。

- (1) 評価方法・選定条件の検討に関すること。
- (2) 現地及び周辺等の調査に関すること。
- (3) 評価・選定に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、協議会会長が委嘱するものとする。

- (1) 学識経験者 3人
- (2) 住民代表 4人
- (3) 関係団体 3人

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から第2に掲げる所掌事項が終了した時までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会の会議は、協議会会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、原則公開とし、会議の傍聴に関する手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 委員長は、会議内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - (1) 盛岡市情報公開条例（平成12年盛岡市条例第51号）第7条に規定する不開示情報に関する事項について審議等を行うとき。
 - (2) その他会議を公開することにより、公正円滑な会議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められるとき。
- 6 委員長は、会議の概要を記載した記録を作成し、これを公開するものとする。
- 7 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（守秘義務等）

- 第7 委員は、検討の過程で知り得た事実、情報等のうち、個人、法人その他の団体の権利利益を害するおそれがあるもの及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委員の報償）

- 第8 委員の報償は、盛岡市非常勤特別職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年盛岡市条例第24号）に準じて支給する。ただし、特別の事情があるときは、特段の取扱いをすることができる。

（庶務）

- 第9 委員会の庶務は、県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会事務局において処理する。

（委任）

- 第10 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（施行期日）

- 第11 この要綱は、平成27年8月26日から施行する。